

税制ワーキンググループ及び資料等の公開について

2019年6月19日

税制ワーキンググループ及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

(1) 税制ワーキンググループの公開について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。

(2) 議事要旨及び資料の公開について

議事要旨については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で、公開する。

事務局作成資料については、率直かつ自由な意見交換に支障のない範囲において、原則として公開する。また、参加者の提供資料など、事務局作成資料以外の資料については、資料提出者と個別に相談した上で、対応を決定する。